

第2次 白山市地域福祉活動計画



平成27年4月

社会福祉法人 白山市社会福祉協議会

はじめに

社会福祉法人 白山市社会福祉協議会
会長 小西 貞義



白山市社会福祉協議会では、複雑多様化する地域福祉の課題に対応するため、平成22年3月に「みんなで支えあい 安心して暮らせるまち はくさん」を基本理念として、第1次白山市地域福祉活動計画を策定いたしました。

この第1次計画に基づき、これまで地域での支えあい・助け合いの必要性の啓発や、地域福祉を支える人づくり、安心出来る仕組みづくり、ふれあいの拠点づくりを目標に地域福祉の基盤整備を進めてまいりました。

この5年の間に、少子高齢化が一段と進み、高齢者世帯が増加し、家族や地域の支えあいが薄れ、無縁社会とも呼ばれる中、老々介護や社会的孤立、生活困窮、虐待などが新たな社会問題となってきております。

さらに、東日本大震災をはじめ、台風や豪雨、火山噴火等の大きな自然災害が毎年のように発生していますが、こうした自然災害に対し、地域のつながりが被害を最小限に防ぐ、ということが広く知られるようになってきました。

こうしたことから、第1次計画の成果を踏まえ、必要な見直しを行う中で、新たな福祉課題にも対応できるよう、また、より効果的・効率的な地域福祉の推進を図るため、白山市の地域福祉計画と理念・基本目標を一体化し、連携を一層深めることとして、第2次白山市地域福祉活動計画を策定いたしました。

今後は、この第2次計画の理念である「思いやりのところでつなぐ 白山のKIZUNA～絆～」を目指し、地域住民同士が支え合うネットワークづくりの推進、ボランティアセンターの機能強化、総合的な相談体制の構築を進め、住民一人ひとりが互いに支え合い、安心して住み続けたいと思えるようなまちづくりを目指してまいります。

本計画の推進にあたりましては、市民の皆様をはじめ、地域で活動されている関係各位の方々のご理解と連携が必要であります。今後とも皆様方の地域福祉へのご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、広く市民の皆様から貴重なご意見をいただくとともに、第1次計画の評価委員会や第2次計画策定委員会のそれぞれの委員の皆様には、長期にわたり熱心にご審議いただきました。ご協力をいただきました皆様に心よりお礼を申し上げます。

平成27年3月

活動計画の推進と住民の自己・他者成就

第2次白山市地域福祉活動計画策定委員会

策定委員長 内 慶瑞

(金城大学)



2015（平成27）年度より、白山市において第2次地域福祉活動計画が推進されます。

もとより、地域福祉を推進していくうえにおいては、行政が中心となりサービスを提供するというフォーマルサービスだけではなく、住民が福祉活動に理解を示し、かつ主体的に参加するというインフォーマル活動が欠かせません。また、福祉サービスのみに焦点を当てるという旧来型の狭義的な捉え方から、保健や医療、災害時における対応、消費者保護、そして生活困窮者への支援に至るまで広義な捉え方へと視点を広げていくことが大切になり、並行してこれらの課題に対応する実践力を培い、展開していくことが求められます。

このような課題に対応するが如く、白山市社会福祉協議会では、第1次計画に基づきながら地域福祉の実践と評価、そして第2次計画の策定に向けた協議を重ねてまいりました。

地域福祉の究極の目的は、「市民一人ひとりが、住み慣れた土地で、自分らしい暮らしを安心して豊かに過ごせること（＝地域における自己成就・他者成就）」に尽きます。

このことを実現させるためには、白山ろくと平野部それぞれの地域特性に見合った地域福祉の仕掛けと実践、そして気運の醸成が不可欠となり、第2次計画に従って具現化されていくことを願ってやみません。

おわりに、計画策定のために貴重なご意見を賜った委員諸氏、そして討議を積み重ねていただいた市社協役職員各位に感謝申し上げ、計画書の発刊にかかるご挨拶とします。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第2章 これまでの取り組みを振り返って	5
第3章 計画の基本的な考え方	9
基本目標1 人と人とのつながりを深めよう	11
基本目標2 一人ひとりが主役の地域活動を進めよう	13
基本目標3 誰もが安心して暮らせる仕組みを充実させよう ..	16
第4章 進行管理・評価について	21

資料編

白山市の福祉環境の概要	25
第1次白山市地域福祉活動計画評価委員会報告書	29
策定委員会等の開催状況	45

第1章 計画の策定にあたって

1 2次計画策定（見直し）の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進展、単身世帯の増加をはじめとして社会構造が大きく変化しております。また、人々の価値観やライフスタイルも多様化する中で、地域や隣近所との人間関係が希薄になり、助け合いの力や機能が弱まっています。

こうした中、地域においては認知症高齢者の増加、高齢者・児童虐待、ひきこもり、生活不安、孤独死、自殺等の深刻な社会問題が顕在化しており、助け合い、支えあう地域福祉の推進が課題となっております。

このような地域が抱える複雑な課題は、行政や特定の地域だけで解決できるものではなく、住民・地域・団体・企業・関係機関・行政が連携し、誰もが安心して暮らせるように、課題解決に向けた取組を行っていく必要があります。

本会では、平成22年3月に「白山市地域福祉活動計画（以下、この計画を「第1次計画」といいます。）を策定し、『みんなで支えあい 安心して 暮らせるまち はくさん』を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

平成26年度はこの計画の最終年度にあたり、これまでの取り組みを踏まえ、第1次計画を見直す必要があります。

2 計画の位置付け

（1）白山市地域福祉活動計画の位置付け

白山市地域福祉活動計画は、白山市社会福祉協議会が呼びかけて、住民や民生委員児童委員、ボランティア等の地域福祉活動を行う人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人（団体）や社会福祉に関する活動を行う人（団体）が協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉活動計画策定指針概要（全国社会福祉協議会：平成15年11月）

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

(2) 白山市地域福祉計画の位置付け

白山市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく計画です。本計画の策定にあたっては、市の最上位計画である「白山市総合計画」をはじめ、「ふるさと安心高齢者プラン」「障害者計画」「次世代育成支援地域行動計画」「健康プラン」等から理念や関連事業等の取り組みを把握し、整合性を図っています。

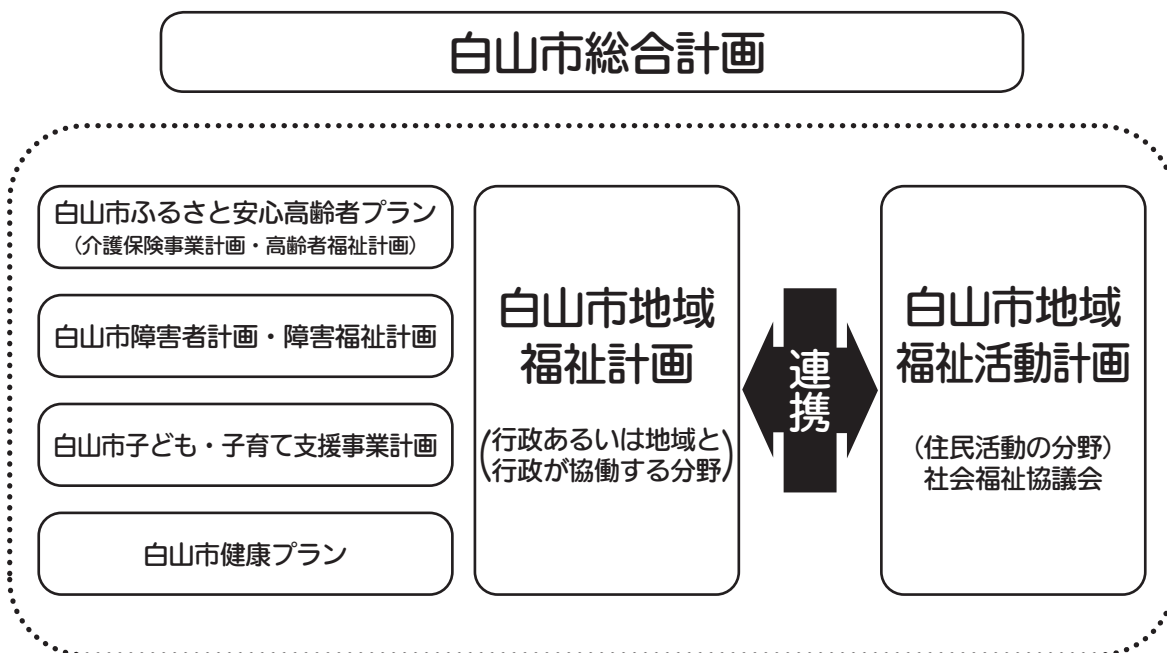
社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(3) 関連計画との整合性



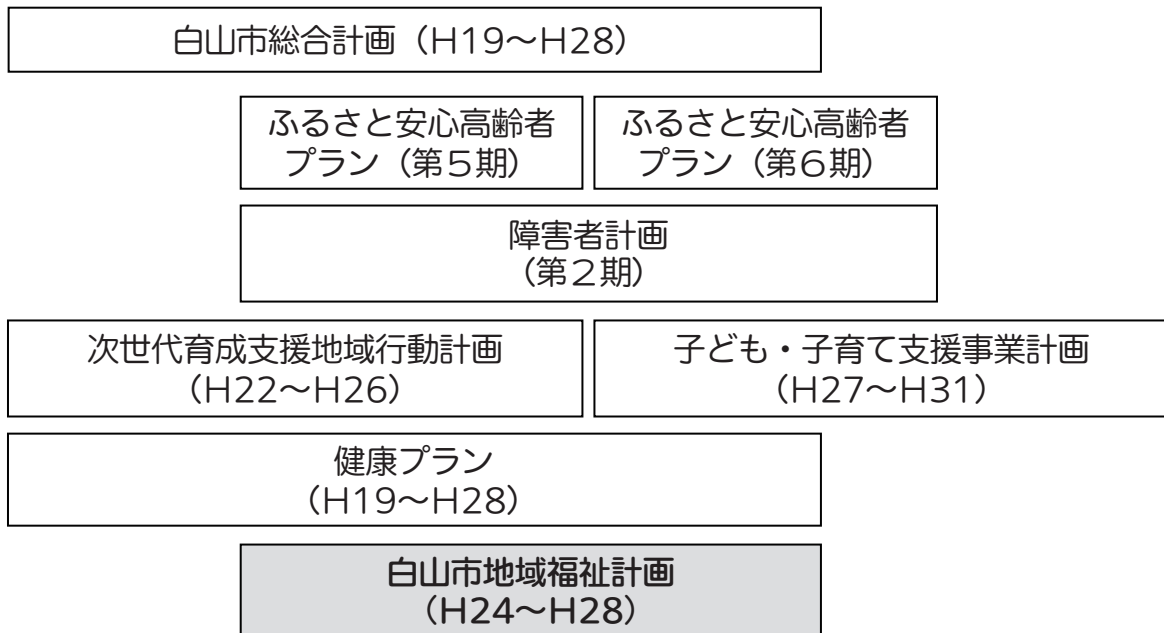
3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。また、変化する社会情勢や地域課題への対応、他計画との整合性を図るため、必要に応じて随時見直しを行い、次の計画につなげていきます。

図 計画の期間

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

【行政計画】



【社会福祉協議会の計画】



4 計画策定の方法

この計画の策定にあたっては、H25年度に行われた白山市地域福祉活動計画評価委員会のこれまでの取組に対する評価および、市内各公民館（地区社協）単位で行われる住民座談会にて、住民より寄せられた地域課題やまちづくりへの意見を反映し、市社協職員で構成するワーキングチームが計画の素案を作成します。その素案を基に、地域住民や関係団体、行政関係者で構成する策定委員会が検討する方法で作成します。

第2章

これまでの取組みを振り返って

1 第1次白山市地域福祉活動計画について

第1次白山市地域福祉活動計画は、「みんなで支え合い 安心して暮らせるまち はくさん」を計画の基本理念として、平成22年3月に策定されました。

1市2町5村の社協の合併により、白山市社会福祉協議会が発足して5年が経過した当時、社協の体制や活動の基礎固めができてきたものの、地域福祉を取り巻く環境があらゆる面で大きく変容、課題も多様化・複雑化してきているなかで、町内会をはじめ関係機関、福祉団体、ボランティアの方々とともに地域福祉を推進していくために、今後の目指すべき方向性と、取り組むべき活動を明確にするべく策定されたものです。

市内20か所の地区社協単位（公民館）で、小地域が抱える生活課題の発見と解決を目的に住民座談会を開催し、そこに住む住民の声を取り入れて、4つの基本目標、8つの基本計画でまとめられました。

基本目標

- I 「思いやる人づくり」
- II 「安心できる仕組みづくり」
- III 「ふれあいの拠点づくり」
- IV 「信頼される社協づくり」

2 第1次計画の基本目標別成果と課題

(1) 基本目標Ⅰ：思いやる人づくり

- 社協が「福祉教育」を意識し、これまで以上にボランティア協力校に対し、福祉やボランティアに関する周知・啓発の取組みが実施できました。しかしさらに福祉教育を推進するためには、ボランティア協力校以外の学校や児童・生徒だけでなく、世代を問わず地域住民に対して福祉教育の取組みを行っていく必要があります。
- ボランティアの育成および福祉教育の充実のため、福祉ふれあいセンターの中に「白山市ボランティアセンター」を設置し、専任のボランティアコーディネーターを配置しました。今後は地域のニーズを把握したうえで、必要なボランティアの育成や支援を行っていく必要があります。

(2) 基本目標Ⅱ：安心できる仕組みづくり

- ゴミ出しやちょっとした見守り、声かけ等の公的な制度ではカバーできないような課題について、地域住民の助け合い、支え合いで支援するケースが調整も少ないながらも実施できました。しかし、ニーズがあるにもかかわらず、実施に至らなかったケースもあり、その原因の検証や、実施につなげる方法を検討していく必要があります。また、地域の特性を考慮しながら、幅広い支援のネットワークを構築していく必要があります。
- ふれあいサロンについては設置数が伸びており、サロンの必要性も地域住民に浸透してきております。しかし、サロンの設置がない地域もあり、地区社協と連携しながら、サロンの設置に向けて取組んでいく必要があります。また、現在はほとんど高齢者が対象となっていますが、子どもや障がいのある方も含めて、地域に住む幅広い方が参加・交流できる場にしていく必要があります。

(3) 基本目標Ⅲ：ふれあいの拠点づくり

- 全ての市民が安心して生き生きと幸せに暮らせるよう、地域社会全体で支える福祉環境の充実を図るため、H26年度に福祉ふれあいセンターが設置されました。今後はひろく市民に福祉ふれあいセンターの周知を図るとともに、関係機関や地域住民と連携を図りながら、地域福祉活動の拠点として地域福祉を推進していく必要があります。
- 市内全地域への地区社協の設置を目指していたなかで、H26年度に美川地域の3地区に地区社協が設置できました。しかし、鶴来地域には地区社協が設置できていないため、地区社協の必要性や利点を周知しながら、継続的に地区社協の設置に向けて取組んでいくことが必要です。
- 1次計画策定後、社協職員が地区社協やサロンに出向いて出前講座を行ったり、研修会や視察の調整を行う等、これまで以上に市社協と地区社協が連携する機会が増えました。今後とも、住民主体の地域福祉活動を推進していくため、地区社協の中で地域住民が地域の課題を共有したり、課題解決を検討していけるよう、市社協として支援していく必要があります。
- ボランティアセンターの設置やボランティアコーディネーターの配置など、ボランティアの育成・支援をしやすい環境が整いましたが、ボランティアセンターの周知・啓発や情報発信はまだまだ改善の必要があります。
- 災害ボランティアセンターの設置運営マニュアルは作成しましたが、災害時に被災者支援をスムーズに行うために、平時からボランティア、企業、関係団体との顔の見える有機的なネットワークを構築していく必要があります。

(4) 基本目標Ⅳ：信頼される社協づくり

- 社会福祉士等の資格を持つ職員が増えたことは、職員の専門性の向上につながっているといえます。しかしながら、本所・支所間での情報の共有や、社協としての取組みの共有化などは改善していく必要があります。
- また、地域のニーズをしっかりと把握していくために、それぞれの支所は地域特有の課題やニーズの把握につとめ、地域に応じた取組みや支援を行っていく必要があります。
- 介護事業部門については、専門性の向上はもとより、白山市社協として介護事業を行う意味づけをし、職員で共有していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念

『思いやりのところでつなぐ 白山のKIZUNA～絆～』

住民一人ひとりが互いに支え合い、安心して住み続けたいと思えるようなまちづくりを目指しましょう。

基本目標

1 人と人とのつながりを深めよう

地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが相手を思いやる気持ちを持って、助け合い、支え合う地域の「絆」をつくっていくことが大切です。そのためには、基本的なあいさつを、まずは家庭内や地域で実践し、お互いがお互いを思いやる関係性を築いていきましょう。また、地域内で多様な世代の人が交流する機会をつくり、地域のつながりを深めていきましょう。

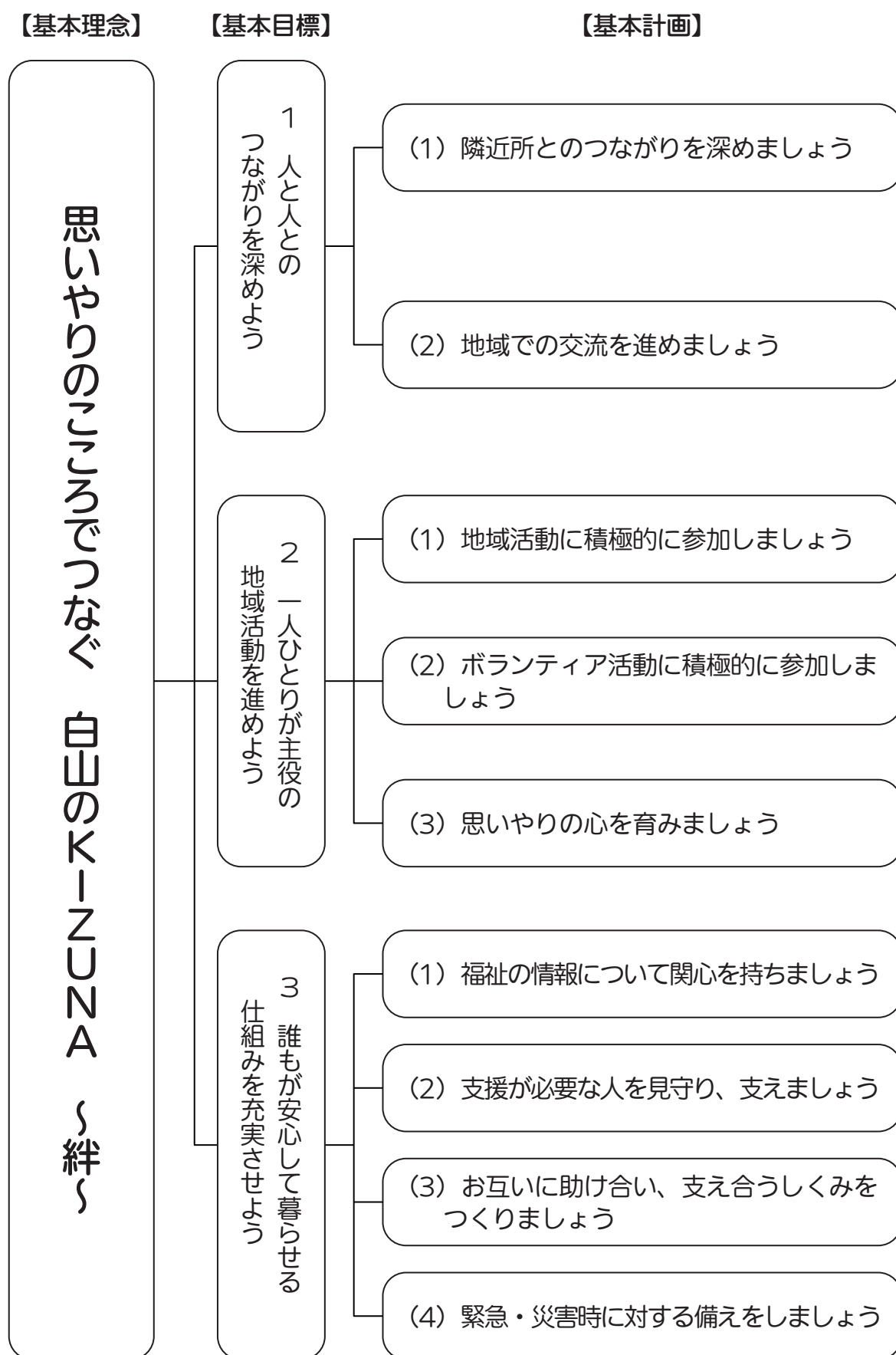
2 一人ひとりが主役の地域活動を進めよう

地域の人々が気軽に集い、地域活動やボランティア活動に取り組むことは、個人の生きがいやコミュニケーションの重要な場であるとともに、地域での助け合いにつながります。このようなふれあいの機会を充実させ、自分だけでなく、周りの人にも関心を寄せる思いやりの心を育んでいきましょう。

3 誰もが安心して暮らせる仕組みを充実させよう

少子高齢化や単身世帯の増加、虐待やひきこもり、生活困窮など、地域住民が抱える課題は多様であり、複雑化してきています。そのような状況の中、住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、行政や社協だけでなく、地域住民や多様な関係機関等が連携・協力し、個々の生活課題に対応していきましょう。また、安心して暮らすための「仕組み」を構築していきましょう。

2 地域福祉活動計画の体系図



3 地域福祉活動の展開

基本目標1 人と人とのつながりを深めよう

地域福祉を推進していくためには、地域に住む住民一人ひとりが相手を思いやる気持ちを持って、助け合い、支え合う地域の「絆」をつくっていくことが大切です。そのためには、基本的なあいさつを、まずは家庭内や地域で実践し、お互いがお互いを思いやる関係性を築いていきましょう。また、地域内で多様な世代の人が交流する機会をつくり、地域のつながりを深めていきましょう。

基本計画（1） 隣近所とのつながりを深めましょう

【地域の課題】

- ・新旧の住民間や世代間でのコミュニケーション不足のため、挨拶がなかったり、トラブルがある。（郷地区座談会）
- ・ひきこもりの人などが外に出られるよう、最初のきっかけのサポートがあればよい。（一木・出城地区座談会）
- ・潜在的な地域力はある。課題や可能性に気づいていない。（策定委員会）
- ・社会の変容（こどもがあいさつをしない（不審者対策）、鍵のかかった家が多い、町内会への不参加）（策定委員会）
- ・近所付き合いとしては、あいさつ程度、世間話を交わす程度の付き合い（71.8%）が最も多く、相談したり助け合うような付き合い（19.8%）は低くなっている。（白山市高齢者福祉に関するアンケート調査H26.2月）

◆地域住民の取り組み

- ・基本的なあいさつを家庭内で実践していきましょう。
「おはよう」「おやすみ」「ありがとう」など、基本的なあいさつを家庭内で実践していきましょう。
- ・ご近所でのあいさつや声かけをすすめましょう。
人に会ったら自分から率先してあいさつや声かけをしましょう。
- ・ご近所でのコミュニケーションを深めましょう。
日頃のご近所づきあいをとおして、お互いを知りましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・あいさつ運動に協力し、見守り・声かけ・支え合いを推進します。
学校や地域で行われているあいさつ運動に協力し、見守りが必要な方への支援体制づくりを推進します。

- ・地域のつながりづくりのための啓発活動や講演会を開催します。
家庭や地域の「支え合い」「つながり」を作る基本は、まずあいさつから、といったことなどをテーマとした講演会を地区社協・社協支所単位ごとに開催します。

基本計画（２） 地域での交流を進めましょう

【地域の課題】

- ・地域のショッピングセンターが閉鎖され、憩いの場だった喫茶店がなくなった。（千代野地区座談会）
- ・平素の付き合いができれば、相談できる場や助ける方法も持てる。（中奥地区座談会）
- ・施設では地域の人たちと交流できる行事を行っているので参加して欲しい。施設利用者も地域の一般住民として地域の人との交流に参加できると良い（笠間地区座談会）
- ・祭りで青年団が活躍している地区もあり、若い人を全くあてにできないわけではない。（吉野谷地区座談会）

◆地域住民の取り組み

- ・地域の行事に積極的に参加しましょう。
地域の行事に参加・協力して、ご近所のつながりを深めましょう。
- ・多様な年代や人との交流を深めましょう。
地域で誰もが気軽に交流できる機会や、異なる世代と交流する機会をつくりましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・多様な年代や人が交流できる機会や場所をつくります。
地区社協等と連携して、子どもや高齢者、障がいのある方など、地域に住むさまざまな住民が交流できる機会や場づくりを推進します。

基本目標2 一人ひとりが主役の地域活動を進めよう

地域の人々が気軽に集い、地域活動やボランティア活動に取り組むことは、個人の生きがいやコミュニケーションの重要な場であるとともに、地域の助け合いにつながります。このようなふれあいの機会を充実させ、自分だけでなく、周りの人にも関心を寄せる思いやりの心を育んでいきましょう。

基本計画（１） 地域活動に積極的に参加しましょう

【地域の課題】

- ・鶴来地域には地区社協が未設置（評価委員会）
- ・地区社協は「地域組織化」の基本である。今後は事業主体から、個別支援も含めた内容としていく必要がある。（評価委員会）
- ・公助による福祉サービスには限界があることもあり、地区社協は共助を推進しているという周知・啓発を図る必要がある。（評価委員会）
- ・各団体も受け手ではなく、当事者として参加してもらうよう、福祉教育などに参加していただくのはどうか。（作業部会）
- ・介護保険で支援がはずれるのでサロンが必要になる。（旭地区座談会）
- ・カフェ形式のサロンがあるとよい（郷地区座談会）

◆地域住民の取り組み

- ・地域での助け合いの必要性を知りましょう。
行政のサービスだけでは解決できない課題があることを知り、関心を持ちましょう。
- ・地域行事や福祉団体等の活動に積極的に参加しましょう。
地域で行われる行事や福祉団体等の活動に積極的に参加し、さまざまな人とコミュニケーションを図っていきましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・地域住民が主体となって地域の生活課題等を協議する場づくりに努めます。
地域で活動する団体やボランティア等を交えて、まずは情報交換をしながら関係性を構築し、地域住民が主体となって生活課題等を協議する場づくりに努めます。
- ・地区社協の活性化を推進します。
地区社協が地域で活動する人や団体と情報を共有し、地域の課題解決に向けた協議を住民が主体となってできる場になるよう、社協職員が積極的に関わります。

- ・各種福祉団体の活動を支援します。

地域の他団体やボランティア等、地域のさまざまな人と交流できるよう支援します。

- ・ふれあいサロンの活動を推進します

ふれあいサロンの必要性などを周知し、サロンが設置されていない地域への開設を働きかけます。また、定期的なサロン同士の交流会を開催する等、身近で継続的な活動ができるように支援します。

基本計画（２） ボランティア活動に積極的に参加しましょう

【地域の課題】

- ・ボランティア活動について、高齢者の興味・関心は高く、既に活動している人を含めると、全体で31.6%である。また、既に取り組んでいたり、今後取り組みたいと思うものは、見守り活動、サロン活動、話し相手や高齢者施設でのボランティア活動の割合が高くなっている。（白山市高齢者福祉に関するアンケート調査H26.2）
- ・ボランティア活動をしない理由としては、時間がない、健康・体力に自信がない、自分の時間を大切にしたいという理由が高い一方で、きっかけがない、情報が入ってこない、参加方法がわからないといった声も聞かれる。（白山市高齢者福祉に関するアンケート調査H26.2）
- ・ボランティアセンターが開設されたが、十分な周知ができておらず、利用者が少ない。（作業部会）
- ・ボランティアに関する情報や情報発信が十分ではない。（作業部会）
- ・これまで関係のなかった各種団体や教育機関、NPO、企業との連携が十分ではない。（作業部会）
- ・市内の若い世代とのネットワークが不十分である。（作業部会）

◆地域住民の取り組み

- ・ボランティアセンターを活用しましょう。

ボランティアの情報収集や相談等、積極的にボランティアセンターを活用しましょう。

- ・積極的にボランティア活動に参加しましょう。

ボランティア活動をし、近所の方や友人にもボランティア活動を広めましょう。

- ・さまざまな人や団体とつながりましょう。

ボランティア活動を通して、世代を超えた様々な人や団体とつながりましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・ボランティアセンターの機能を強化します。

ボランティアセンターを周知し、コーディネート機能を強化します。

- ・ボランティアの養成やボランティア活動の支援を行います。
市民が楽しくボランティア活動ができるよう、ボランティアに関する事業を展開し、活動の支援を行います。
- ・ボランティアや市民活動、NPO等とのネットワークを構築します。
ボランティアやNPO、教育機関、企業等と顔の見える関係性をつくり、協働して地域の課題に取り組みます。

基本計画（３） 思いやりの心を育みましょう

【地域の課題】

- ・社協と学校との関わりが少なく、学校として福祉の授業をしてほしい時に、どこに相談して良いかわからず、抱え込んでいたりする状況がある。（作業部会）
- ・若い世代に対してノーマライゼーションを啓発していく必要がある。（評価委員会）
- ・人づくりとして「福祉教育の推進」が必要である。（評価委員会）

◆地域住民の取り組み

- ・自分だけではなく、周りの人にも関心を寄せましょう。
困っている人がいないか、関心を持ちましょう。
- ・自分の持っている力を地域の人におすそわけしましょう。
地域に住む一人ひとりが自分の持っている力を、できる範囲で、できるときに、できることから、地域のために役立てましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・地域住民への福祉共育を推進します。
誰もが支え合う地域づくりを推進するため、地区社協等に出向き、地域住民に対して思いやりの心を育む取り組みを実践します。
- ・学校と連携した福祉共育を推進します。
福祉の視点をもった授業に取り組めるよう、学校と連携しながら福祉教共育を推進していきます。

※共に学び合い、共に育ち合うという意味で、「福祉共育」と表記します。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる仕組みを充実させよう

少子高齢化や単身世帯の増加、虐待やひきこもり、生活困窮など、地域住民が抱える課題は多様であり、複雑化してきています。そのような状況の中、住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、行政や社協だけでなく、地域住民や多様な関係機関等が連携・協力し、個々の生活課題に対応していきましょう。また、安心して暮らせるための「仕組み」を構築していきましょう。

基本計画（１） 福祉の情報について関心を持ちましょう

【地域の課題】

- ・PR不足のため、社協がどのような活動をしているのかわからない。（美川地域座談会）
- ・計画ができてから住民に対しての説明の機会がなかった。計画を作るだけでは意味がない。（美川地域座談会）
- ・電子媒体（ホームページ、SNSなど）を含め、情報の周知方法の検討が必要。（評価委員会）

◆地域住民の取り組み

- ・福祉の相談機関を知りましょう。
市や社協等の相談機関について知っておきましょう。
- ・福祉について、興味関心を持ちましょう。
身近な地域の生活課題や、福祉に関することについての興味関心を持ちましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・社協の事業内容や福祉サービス、相談窓口等について情報提供します。
広報や電子媒体等を通じ、わかりやすく市民に福祉サービスの内容について情報提供します。また、社協の事業内容や地域福祉活動計画、相談窓口等について、地域に出向いて説明したり、さまざまな機会を通じて市民に周知します。
- ・総合的な相談体制を構築します。
一人ひとりの困りごとにきめ細やかに対応し、必要な支援に結びつけていくため、相談窓口や専門機関同士が、お互いの事業内容や役割への理解を深めるための連絡会を行う等、連携強化を図り、一体的・包括的な相談体制づくりに努めます。

基本計画（２） 支援が必要な人を見守り、支えましょう

【地域の課題】

- ・施設からサービス利用者世帯を見ていると、家族に引きこもりのような人がいることが見え隠れする。（山島地区座談会）
- ・ひきこもりや生活困窮者については、田舎なので家族が隠してしまい、発見が難しい。（郷地区座談会）
- ・民生委員は一人暮らし高齢者や高齢者世帯の見守りが中心なので、ひきこもり等の問題にはなかなか気付かない。（笠間地区座談会）
- ・個人情報保護法の運用面に問題がある。（中奥地区座談会）

◆地域住民の取り組み

- ・地域住民による見守り活動を推進していきましょう。
地域で気になる人がいれば見守りましょう。また、民生委員や社協、行政につなげましょう。
- ・支援が必要な人の情報を共有しましょう。
支援が必要な人を見守り、地域で情報を共有しましょう
- ・地域住民でできるちょっとした助け合いを推進していきましょう。
ゴミ出しや買い物などで地域に困っている人がいれば、できる範囲で助け合いましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・地域の見守りや生活支援など、地域住民が支え合うネットワークづくりを推進します。
地域住民による見守りやゴミ出し、買い物等、地域の住民同士が支え合う、生活支援のネットワークづくりを推進していきます。
- ・地域と密着・連携した介護サービスや福祉サービスを展開します。
地域住民と連携した、社協らしい介護サービスや福祉サービスの展開に努めていきます。
- ・権利擁護の支援体制を構築します。
認知症などの理由により判断能力や認知機能が低下した状況になっても、一人の人間としての尊厳を保持し、その人らしく生活していけるような権利擁護の支援体制の構築に努めます。
- ・ひきこもりや生活困窮者等、社会的に孤立状態にある方の支援を行います。
ひきこもりや生活困窮者等、社会的に孤立状態にある方に対して、その方の自立と尊厳の確保を目指し支援していくと共に、地域住民や専門職、関係機関と連携し、社会的な役割や居場所づくりに努めます。

基本計画（３） お互いに助け合い、支え合う仕組みをつくりましょう

【地域の課題】

- ・高齢者への声かけや話し相手、ゴミ出し、買い物などちょっとしたお手伝いが必要ではないか。（白峰地区座談会）
- ・自分たちがどのような老後を過ごしたいのか、具体的にイメージを持つ必要があるのではないか。（吉野谷地区座談会）
- ・町会と地区社協の関係ができていない。地域の問題についても話ができるように、町会のしくみを作る必要がある。（松任地区座談会）
- ・社協から地域の方へして欲しいことを言って欲しい。（旭地区座談会）
- ・ゴミすてなどは、有料支援の方が頼みやすいとの意見がある。（郷地区座談会）

◆地域住民の取り組み

- ・地域の困りごとや生活課題について、みんなで協議する場に参加しましょう。地域の困りごとや生活課題等を、地域住民で協議する場に参加し、解決方法をみんなで考えましょう。
- ・市全体や広域で取り組むべき課題について、その対応策を考えましょう。自分の住む地域だけで解決できない課題や、広域や市全体に渡る課題について、具体的な対応策を考えましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・公的なサービスでは解決できない多様かつ複雑な課題に対して取り組んでいきます。
公的なサービスでは解決できない生活課題について、地域住民と一緒に考え、解決に向けて取り組みます。
また、白山ろく地域等の高齢化・過疎化が進む地域においては、NPOや企業、ボランティア、市民活動団体等の多様な社会資源と連携し、地域の課題解決に向けて取り組みます。
- ・地域の生活課題やその対応策等について、情報共有する場を設けます。
それぞれの地域特有の生活課題や、その解決策の事例等について、市全域で情報共有し、検討する場を設けます。

基本計画（４） 緊急・災害時に対する備えをしましょう

【地域の課題】

- ・災害時、具体的にどうしたらいいのかわからない。（策定委員会）
- ・災害ボランティアセンターについては、市民やボランティア、企業などと、平時から連携していく必要がある。（評価委員会）
- ・地域で手助けをして欲しい「ちょっとした困りごと」では、災害時の避難の手助けが全体で10.5%ある。（白山市高齢者福祉に関するアンケート調査 H26.2月）

◆地域住民の取り組み

- ・災害時に何をすべきか話し合しましょう。
災害が起きた際にどのように行動するか、地域の人みんなで話し合しましょう。
- ・災害時に安否確認や避難誘導が迅速に行えるよう、日頃から隣近所との関係性を築きましょう。
災害時、避難する際に支援が必要な人がどこにいるか、どんな支援が必要なのか等について確認しておくとともに、日頃から隣近所との関係性を築いておきましょう。
- ・災害時に支援・協力できる体制づくりをしましょう。
行政だけでなく、町内会や自衛消防、消防団や防災士等と日頃から連携し、いざという時に備えておきましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・防災共育を推進します。
地域で「防災」について考えることをきっかけに、地域の方々が共に学び育ち合い、支え合う地域づくり、まちづくりにつながるような、防災共育について取り組んでいきます。
- ・災害時や緊急時に迅速な安否確認が取れる体制づくりをします。
災害時に迅速な安否確認ができるよう、行政、民生委員、町内会、地区社協等と連携し、支援体制づくりにつとめます。
- ・災害ボランティアセンターの運営体制を強化します。
災害ボランティアセンターが迅速かつ、的確に機能するよう、社協内部での体制を整えると共に、日頃から地域住民を含め、関係団体と顔の見える関係性をつくり、有機的に機能する体制づくりを目指します。

第4章 進行管理・評価について

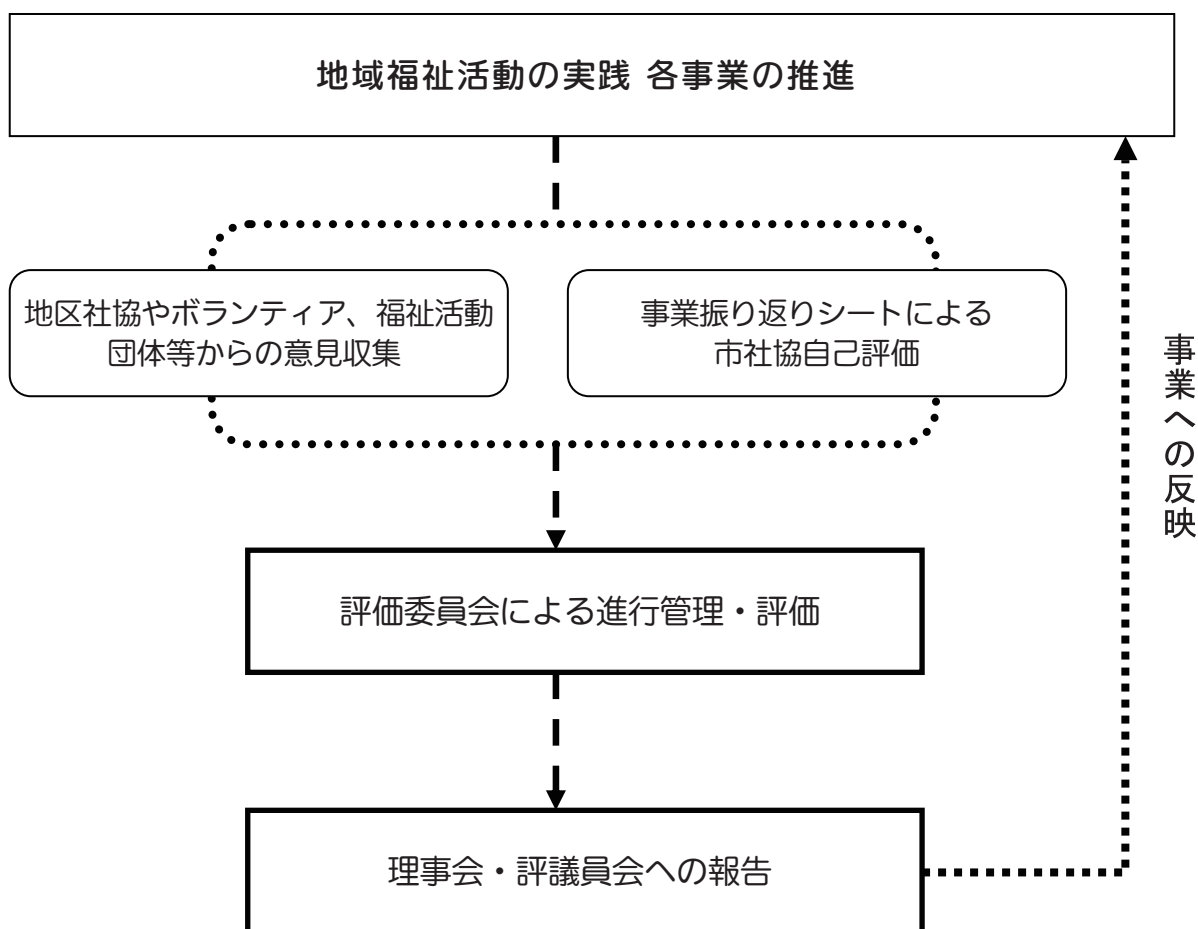
1 本計画推進の進行管理・評価について

本計画推進の進行管理・評価は、第2次地域福祉活動計画評価委員会（評価委員会）にて行います。

各項目の年度評価の指標として、地区社協やボランティア、福祉活動団体等による意見収集、事業振り返りシートによる市社協自己評価等を実施します。

市民からの声や、市社協の内部の評価結果をもとに評価委員会で、計画の進行管理と評価、また必要に応じて見直しを行い、市社協理事会、評議員会に報告するとともに、次年度以降の事業推進に反映します。

2 各項目の年度評価のフローチャート



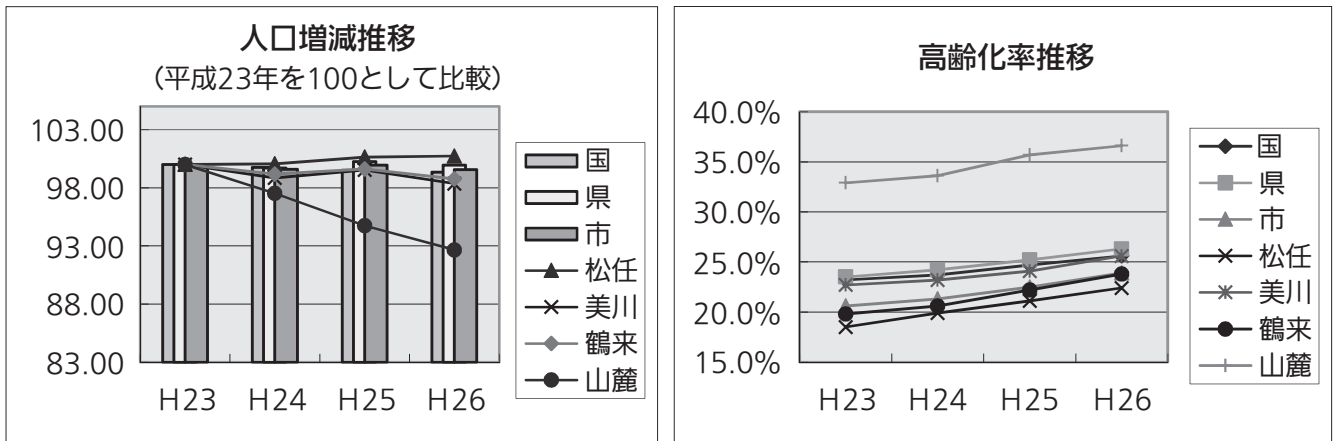
資 料 編

白山市の福祉環境の概要

1) 総人口及び高齢者人口等の推移

白山市の人口は徐々に減少傾向にあります。一方で高齢者人口は増加し、高齢化率は23.9%まで上昇しています。また、高齢者のみ世帯、ひとり暮らし高齢者世帯も増加しています。国・県との比較においては、高齢化率は低くなっています。

また、白山麓地域においては高齢化率が36.6%となり、人口減少も深刻になっています。



区 分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人 口(人)	国	127,970,000	127,650,000	127,340,000	127,140,000
	県	1,160,206	1,156,730	1,163,089	1,159,676
	市	113,134	112,673	113,074	112,633
	松任地域	70,142	70,191	70,596	70,650
	美川地域	13,271	13,117	13,210	13,053
	鶴来地域	22,782	22,597	22,694	22,501
	白山麓地域	6,939	6,768	6,574	6,429
高齢者人口(人) 下段(%)	国	29,650,000 23.2%	30,250,000 23.7%	31,400,000 24.7%	32,490,000 25.6%
	県	273,255 23.5%	280,184 24.2%	293,433 25.2%	304,888 26.3%
	市	23,291 20.6%	24,026 21.3%	25,461 22.5%	26,929 23.9%
	松任地域	12,991 18.5%	14,024 19.9%	14,933 21.1%	15,866 22.4%
	美川地域	3,018 22.7%	3,054 23.2%	3,183 24.1%	3,344 25.6%
	鶴来地域	4,514 19.8%	4,669 20.6%	5,040 22.2%	5,364 23.8%
	白山麓地域	2,285 32.9%	2,279 33.6%	2,305 35.7%	2,355 36.6%
高齢者のみ世帯(上段) ひとり暮らし高齢者(下段)	市	2,526 1,799	2,555 1,845	2,753 2,041	3,038 2,183
	松任地域	1,386 983	1,442 996	1,577 1,109	1,717 1,190
	美川地域	387 267	376 274	399 299	462 309
	鶴来地域	464 318	468 326	494 378	554 409
	白山麓地域	289 249	269 249	283 255	305 185

総務省自治行政局・白山市（住民基本台帳）

平成26年4月1日現在

※国の人口に関しては、総務省統計局の概算値

2) 地域別主要施設等の状況

区 分	市全体	松任地域	美川地域	鶴来地域	白山麓地域
保育所(園)	8	3	1	3	1
法人保育園	24	16	2	3	3
病児保育	1	1	0	0	0
幼稚園	6	4	0	2	0
小学校	19	9	3	3	4
中学校	9	4	1	2	2
高等学校	3	2	0	1	0
短期大学	1	1	0	0	0
大学	1	1	0	0	0
児童館・児童センター	13	6	3	2	2
子育て支援センター(ひろば)	11	7	0	3	1
放課後児童クラブ	26	16	4	3	3
助産施設	1	1	0	0	0
保健センター	5	1	1	1	2
健康増進センター	3	0	1	0	2
公立病院	2	1	0	1	0
診療所	3	0	0	0	3
市民温泉	5	1	0	0	4
老人福祉センター	7	3	1	1	2
老人憩いの家	1	0	0	0	1
老人生きがいセンター	1	1	0	0	0
ふれあいセンター	1	1	0	0	0
地域包括支援センター	2	1	0	1	0
福祉ふれあいセンター	1	1	0	0	0
特別養護老人ホーム	7	3	1	1	2
地域密着型特別養護老人ホーム	1	0	1	0	0
介護老人保健施設	2	2	0	0	0
デイサービス施設	29	17	4	6	2
認知症対応型デイサービス施設	6	2	1	2	1
認知症高齢者グループホーム	10	5	1	2	2
小規模多機能型居宅介護	1	1	0	0	0
通所リハビリテーション	5	2	1	1	1
ケアハウス	4	2	1	0	1
有料老人ホーム	2	1	0	1	0
障害者支援施設	1	0	0	0	1
障害福祉サービス事業所	21	11	4	4	2
児童福祉サービス事業所	3	3	0	0	0
相談支援事業所	7	5	1	1	0
身体障害者福祉センター	1	1	0	0	0
障害者ふれあいセンター	1	0	0	1	0

資料：平成26年度白山市の健康と福祉（平成26年4月1日現在）

3) 障害者人口について

種 別	障害の程度	人 数	人 数
身体障害者手帳交付者	1 級	1,276人	4015人
	2 級	610人	
	3 級	948人	
	4 級	815人	
	5 級	186人	
	6 級	180人	
療育手帳交付者	判定A	330人	779人
	判定B	449人	
精神障害者保健福祉手帳交付者	1 級	41人	608人
	2 級	482人	
	3 級	85人	

資料：平成26年度白山市の健康と福祉（平成26年4月1日現在）

4) 地域別福祉団体等の状況

地区社協は、松任地域では合併以前より設置されており、白山麓地域においては合併後に設立されました。美川地域については、H26年春に3地区で設立されたばかりであり、今後の地域における役割が重要となっています。一方、鶴来地域についてはまだ地区社協の設置がなく、課題となっています。

区 分	市全体	松任地域	美川地域	鶴来地域	白山麓地域
民生委員・児童委員	229	116	23	54	36
主任児童委員	30	17	3	4	6
福祉推進員	256	256	0	0	0
老人福祉連絡員/対象者数	27/61	1/1	2/2	13/13	11/45
地区社協	23	15	3	0	5
公民館	28	15	3	5	5
ボランティア登録者数	3,483	1,963	544	541	435
ボランティア登録団体数	133	70	17	24	22

平成26年4月1日現在

5) サロン活動の状況

地域ふれあいサロンは、徐々に増加傾向にあります。設置がない地域（地区社協単位）もあり、地域により、サロンへの取組みに差がみられます。

区 分	市全体	松任地域	美川地域	鶴来地域	白山麓地域
ふれあいサロン	81	55	2	4	20

平成26年4月1日現在

※ふれあいサロンは社協補助金対象分のみ計上

地区社協単位別（公民館）の人口等の状況

	総人口	年少人口	年少人口率(%)	高齢者数	高齢化率(%)
白山市	112,561	16,145	14.34	28,135	25.00
松任	70,672	10,377	14.68	16,666	23.58
松任	15,845	2,392	15.10	3,692	23.30
石川	4,512	656	14.54	1,014	22.47
柏野	857	93	10.85	293	34.19
笠間	2,156	253	11.73	608	28.20
宮保	1,660	195	11.75	430	25.90
一木	2,890	457	15.81	676	23.39
出城	9,443	1,930	20.44	1,732	18.34
御手洗	1,588	204	12.85	501	31.55
旭	7,571	1,084	14.32	1,656	21.87
中奥	5,653	851	15.05	1,241	21.95
林中	4,038	571	14.14	1,022	25.31
郷	3,249	524	16.13	722	22.22
山島	3,181	340	10.69	840	26.41
千代野	5,750	577	10.03	1,582	27.51
加賀野	2,279	250	10.97	657	28.83
美川	12,969	1,846	14.23	3,490	26.91
美川	4,186	497	11.87	1,458	34.83
蝶屋	5,889	948	16.10	1,174	19.94
湊	2,894	401	13.86	858	29.65
鶴来	22,643	3366	14.87	5,614	24.79
一ノ宮	1,472	202	13.72	434	29.48
鶴来	4,113	555	13.49	1,321	32.12
蔵山	6,159	918	14.91	1,351	21.94
林	6,205	1,006	16.21	1,409	22.71
舘畑	4,694	685	14.59	1,099	23.41
白山麓	6,277	556	8.86	2,365	37.68
河内	1,066	114	10.69	312	29.27
鳥越	2,699	269	9.97	982	36.38
吉野谷	1,075	69	6.42	466	43.35
小口	537	32	5.96	247	46.00
白峰	900	72	8.00	358	39.78

白山市統計データ（H27. 3.31現在）

第1次白山市地域福祉活動計画
評価委員会報告書
【平成26年1月】

- 基本目標 I 思いやる人づくり
- 基本計画 1 思いやりの心を育む活動の促進

3年間の総括

(1) ノーマライゼーションの啓発

職員が地域に出向き講師役を担うことができるようになってきた点については評価できるが、その内容にノーマライゼーションの啓発を含むことが必ずしもできていない点が課題である。

座談会の際に意見として多く挙げられた認知症への理解を図るための「認知症サポーター養成講座の開催」については、地区社協やサロンの連絡会において周知したり、傾聴ボランティア養成講座において実施したりしたものの、あまり積極的に働きかけたとは言い難い。

(2) 世代間交流事業の充実・発展

各支所においてそれぞれ取り組んでいるものの、支所ごとに関わりの濃淡がみられる。具体的に述べると、職員がその開催に積極的に関わっている支所もあれば、ほとんど関わりのない支所もある。「充実・発展」を掲げているもののこれといった変化はみられなかった。

(3) ボランティア協力校・実践校の体験発表の場づくり

活動体験記を広報紙に掲載したが、これまで一度の実施にとどまっている。

ただ、ボランティア協力校との関わりについていえば、23年度に鶴来中学校で講座を開催する等の変化がみられた。

2次計画策定に向けて

- 「人づくり」として「福祉教育の推進」が必要である。また、対象は学校だけに限定せず、世代を問わず取り組むべきである。
- 若い世代に対してノーマライゼーションを啓発するために「人づくり」は必要。
- 広報「ふれあいほくさん」は、25年度より全戸配布から回覧となったため、今後電子媒体（ホームページ、SNSなど）を含め、周知方法の検討が必要。
- 福祉健康まつりの内容について、マンネリ化しないよう常に福祉をPRし、参加者とともに意識を高めていく機会としていく。
- 世代間交流事業の目的を明確にする必要があるが、計画への記載については検討を要する。
- 世代間交流については、人づくりとしてレベルアップを目指す。
- ニーズの分析を事業に反映していく。

- 基本目標 I 思いやる人づくり
- 基本計画 2 ボランティアの育成

3年間の総括

(1) ボランティア講座（入門編）について

初年度に開催したが、その内容がイメージしにくかったのか参加者が集まらなかった。開催の意図としてはボランティアに関心を持ってもらい、今後活動につなげていってほしいというものがあったが、実際に参加者をみると、すでに活動をされている方も多かったように思う。

(2) ボランティア講座（スキルアップ編）について

傾聴ボランティア講座及びフォローアップをこの3年間行ってきた。2年目は参加者がなかなか集まらなかったが、周知の方法を工夫するなどして、3年目は定員（20名）の参加があった。これも開催の意図としては活動につなげることがあったが、実際の参加者がすべて受講後何かしらの活動をしたと思っているわけではなく、傾聴のスキルを学ぶことを目的に参加している人も見られた。また、受講者のうち、登録者が42名（受講者は61名）いるが、今後登録者が増えていくと、個々のボランティアへのコーディネートやフォローが困難になることが予想される。

2次計画策定に向けて

- ボランティア育成の面からボランティアセンター機能の整備・充実が必要である。
- 傾聴ボランティア、メンタルヘルスボランティアは今後ますます必要となるため活動先の確保や、施設・関係機関・地域住民への周知や理解に取り組む必要がある。
- ボランティア講座開催後のフォローアップ事業の充実・強化が必要である。
- 点訳・音訳奉仕員養成講座は市の受託事業であるが、他の受託事業と同様二次計画に記載するのがふさわしいかどうか、また「発展強化型計画」との区別を図る必要がある。
- 思いやる人づくりを進めていく上で、重要な位置を占める「福祉教育の推進」のため、今後ともボランティア育成について世代を問わず社協として取り組む必要がある。

- 基本目標 II 安心できる仕組みづくり
- 基本計画 1 地域福祉ネットワークの推進

3年間の総括

(1) 地域に合った福祉ネットワークの構築

実施の件数が少ないながらも（2ケース）実施できたことを評価したい。

ただ、相談を受けたものの実施に至らなかったケースもあるので、この点についてはその原因を検証し、実施につなげる方法を検討していく必要があるのと同時に、職員のスキルアップが求められる。

(2) 地域福祉活動研修会の開催

計画にある「次世代を担う人材育成」につながっていないかもしれないが、地域ふれあいサロンの開設数の少ない美川地域においてサロンの必要性やその意味について講座を開催できたことは評価できる。

2次計画策定に向けて

- 社協では個別支援について、「地域福祉の推進」を目的として事業に取り組んでいるが、今後は具体的な「地域組織化」と「個別支援」が重要となる。特に個別支援については、二次計画では強化して取り組む必要がある。
- 若い世代に地域の担い手となってもらうため地域福祉活動研修会の開催は必要だが、2次計画では基本目標Ⅰ－2ボランティアの育成に組み込むのが適切である。

- 基本目標 Ⅱ 安心できる仕組みづくり
- 基本計画 2 社会参加の促進

3年間の総括

(1) ふれあいサロン開設の支援及び連携の強化

設置数については予想以上の伸びであるといえる。ただ、地域ごとにみるとほとんど設置数が伸びていない地域も見られる。そういった地域について、サロンの参加対象になりうる閉じこもりがちな人、社会的に孤立している人たちへの支援策を講じる必要がある。

(2) 在宅障害者のデイサービスの提供

市の受託事業であるが、これまでと大きな変化は見られない。また一部の参加者の希望が反映されているのが現状であり、新しい参加者が見込めない。

(3) 高齢者ゆうゆうスポーツ大会、ふれあいスポーツ大会の開催

いずれも社協としての関わりが薄く、またゆうゆうスポーツ大会については県大会の予選としての機能があったため、その予選が必要なくなり開催自体がなくなった競技もあった。

(4) 車いす利用対象者の送迎サービス（カーメイト）の利用促進

利用者及び運転手のボランティアが減少している。ただ、山ろく地域での利用者に対応する仕組みが構築できた。

2次計画策定に向けて

- ふれあいサロンについては、2次計画にも盛り込むことは必要である。設置が進まない地域の推進方法についても検討課題である。
- 既設のサロンの支援体制を強化・整備する。

○ 基本目標 III ふれあいの拠点づくり

○ 基本計画 1 地区社協への支援

3年間の総括

(1) 市内全地域における地区社協の設置

設置できたかどうかの尺度でいえば、設置できていないので評価できない。
美川、鶴来それぞれの対応が求められる。

(2) 地区社協の活性化

福祉講座の講師を職員が担ったり、視察の調整、受入れの支援を行ったり
など声をかけていただくことが増えたことは評価できる。また、山ろくの5
地区社協は事務局を支所が担っていることもあり関係は密接である。

(3) 地区社協連絡会の開催

事務連絡だけにとどまらず、また年に2回開催することができ、当初の目
標通りであるといえる。

2次計画策定に向けて

○美川・鶴来では地区社協の設置には至っていない。設置の必要性、設置に
よる利点を地域に伝える必要がある。

○地区社協は「地域組織化」の基本である。今後は事業主体から、個別支援
も含めた内容としていく必要がある。

○公助による福祉サービスには限界があることもあり、地区社協は共助を推
進しているという周知・啓発を図る必要がある。

※平成26年度には、美川3地区（美川・湊・蝶屋）に地区社協が設置され
ました。

- 基本目標 III ふれあいの拠点づくり
- 基本計画 2 ボランティアセンターの機能の充実

3年間の総括

(1) コーディネート機能、体制の充実

除雪ボランティア受入れの仕組みづくりを整えたことは評価できる。今後は制度が活用されるよう、周知を図っていく必要がある。

(2) ボランティア情報収集活動の強化

情報収集にはボランティア及びその受入れ側の担当者との関係性の構築がまず取り組むべきこととして挙げられる。傾聴ボランティアの受入においても施設等に出向きその調整を図り以前に比べれば組織としての関係性はできつつある所も出てきてはいるが、それが「強化」にまでは至っていないのが現状である。

(3) 災害ボランティアセンターの運営体制の構築

マニュアルの整備や、災害ボランティアセンターの設置訓練、東日本大震災にて被災した地域への支援を通じて、体制の構築に向けて着実に前進している。

(4) ボランティアセンターの広報活動

広報「ふれあいはくさん」に募集記事や活動報告を掲載し、その広報を図ってきてはいるが、ホームページ等電子媒体について活用ができなかった。

2次計画策定に向けて

- ボランティアセンター機能の充実については、ボランティア活動者についての情報や依頼の情報を整理し、活用できるようにしておく必要がある。
- 災害ボランティアセンターマニュアルは策定したが、今後の取り組み方が重要である。ボランティア、企業などとの連携について平時から取り組んでいく必要がある。
- 災害時における社協のBCP（事業継続計画）の策定について検討していく必要がある。

○ 基本目標 IV 信頼される社協づくり

○ 基本計画 1 社協活動の強化

3年間の総括

(1) 地域の各種団体との連携の強化

老人クラブや民児協等各種団体の事務局は担っているが、計画策定後に特段の変化は見られなかった。ただ、地区社協や地域ふれあいサロンとの連携は強化できた。

(2) 住民への広報広聴活動の推進

マスコットキャラクターを作ったことは評価できる。また、広報紙のページ数を増やしその内容の充実を図ってきたが、ホームページ等電子媒体の整備が遅れている。

(3) 職員の専門性の向上及び業務の効率化

職員全員研修会を行ってきた点や、社会福祉士を持った職員が2名増加したことは専門性の向上につながっているといえるが、職員全員が社協の取り組みを理解するという目標にまでは至っていない。

(4) 施設の利用促進

組織内での検討、アンケート調査を行ってはいるが、成果として何かに取り組んだという実績に乏しい。

2次計画策定に向けて

○H25年度より広報紙が全戸配布から回覧に変更となったため、どのように社協のPRを図ることができるかを検討していく必要がある。

○ホームページなどの電子媒体による情報発信については、既存のものだけでなく、新しいもの、時代にあったものを活用し、若年層に働きかける必要がある。

○相談業務や個別支援を行う上で、職員の資質向上は必要である。外部研修への参加や内部での研修体制の確立についても検討が必要。

○ 基本目標 IV 信頼される社協づくり

○ 基本計画 2 在宅福祉事業の充実

3年間の総括

(1) 地域と連携した事業の充実

社協として介護事業を行う意味を考えて事業を展開することを目指し、家族介護者交流会においては職員（ケアマネジャー）が講師役を担い介護者に対し、事例を通じてその知識の還元に取り組んだ。今後は地域ごとの展開も検討していく必要がある。

(2) 職員の資質の向上、事業所間の連携の促進

介護職員対象の研修会を行ったことは評価できるが、来年度から事業所体制も変更が予定されている中でこれから協議していかなければいけない点が多い。

2次計画策定に向けて

○白山市社協として介護事業を行う意味づけをしていく必要がある。

○介護事業部門について2次計画に盛り込むのがふさわしいかどうか検討の必要がある。

地域福祉活動計画にかかる評価委員会 資料

計画の期間 (H22年度～26年度) 評価の期間 H22年度～H24年度 (中間評価)

基本目標	基本計画	事業名	22年度	23年度	24年度	達成度	評価の尺度
Ⅰ 思いやりの心をつくり	1 思いやりの心を育む活動の促進	※ ★福祉講演会開催	4回（地区社協）	4回（鶴来中2年生・全校）	6回（地区社協5回、地区民児協1回）	— — — — —	普通
		※ ・文化教室、スポーツ教室の開催	映画上映会1回	映画上映会1回	映画上映会1回	— — — — —	
		※ ★認知症サポーター養成講座の開催	傾聴ボランティア講座にて開催	傾聴ボランティア講座にて開催		— — — — —	
		※ ・福祉健康まつりの開催	9月26日（日）開催	9月30日（日）開催	9月26日（日）開催	— — — — —	
		※ ・広報発行、ホームページ運営		4ページ→8ページ		— — — — —	
		・世代間交流事業の充実・発展	支所ごとに実施（計画作成前より実施）	支所ごとに実施	支所ごとに実施	— — — — —	
		★ボランティア協力校・実践校の体験発表の場づくり	取り組み事例なし	広報に松任高校JRC部のボランティア活動の体験記を掲載。	取り組み事例なし	— — — — —	
		2 ボランティアの育成					
		★ボランティア講座（入門編）開催	ボランティア入門講座1回 傾聴ボランティア養成講座（2日間）	傾聴ボランティア養成講座（2日間）	傾聴ボランティア養成講座（3日間）	— — — — —	
		★ボランティア講座（スキルアップ編）開催		傾聴ボランティアフォローアップ研修会	傾聴ボランティア連絡会（月1回） 傾聴ボランティア連絡交流会 メンタルヘルスボランティア連絡会（2回）	— — — — —	
	・音訳・点訳奉仕員養成講座	音訳・点訳奉仕員養成講座（既存）	音訳・点訳奉仕員養成講座（既存）	音訳・点訳奉仕員養成講座（既存）	— — — — —		
Ⅱ 安心して暮らす仕組みづくり	1 地域福祉ネットワークの推進	★町内会における福祉活動の促進	はくさん安心ネットの周知 町内会による除雪手伝い、見守りの推進	はくさん安心ネットの周知 町内会による除雪手伝い、見守りの推進	町内会による除雪手伝い、見守りの推進	— — — — —	目標どおり
		★福祉ネットワーク検討会の開催	検討部会の開催（はくさん安心ネット） はくさん安心ネットの構築、周知	はくさん安心ネットの説明会 3回 実施事例 1件	はくさん安心ネット実施事例 1件	— — — — —	
		★地域住民座談会の開催	3回（地区社協）	2回（地区社協、サロン）	6回（地区社協、サロン）	— — — — —	
		★地域福祉活動研修会の開催			1回（美川地域）	— — — — —	
		・地区社協連絡会の開催	1回	1回	1回	— — — — —	
		2 社会参加の促進					
		★ふれあいサロン開設の支援及び連携の強化	設置数 47→56 連絡会年3回	設置数 56→66 連絡会年3回 講師派遣8カ所	設置数 66→72 連絡会年1回 講師派遣6カ所	— — — — —	
		・在宅障害者のデイサービスの提供	例年通り	山ろく地区で1回開催	山ろく地区で2回開催	— — — — —	
		・高齢者スポーツ・ふれあいスポーツ大会の開催	例年通り	例年通り	例年通り	— — — — —	
		・車いす利用者対象の送迎サービス	白山ろく地域での利用対応への仕組み構築	通常対応	通常対応	— — — — —	
	・老人福祉センターの運営		社協で利用促進の検討会	利用者アンケート実施	— — — — —		

基本目標	基本計画	事業名	22年度	23年度	24年度	達成度	評価の尺度
Ⅲ ふれあいの拠点づくり	1 地区社協への支援	★市内全地域における地区社協の設置	説明会 (3回)		説明会 (5回)	—	普通
		・地区社協の活性化	福祉・講座外部講師派遣 (4回) 視察先調整 (2回)	福祉講座講師派遣 (職員2回)	福祉講座講師派遣 (職員5回) 視察受入支援 (1回)	—	
		・地区社協連絡会の開催	1回	2回	2回	—	
	2 ボランティアセンターの機能の充実	★コーディネート機能、体制の充実		除雪ボランティアの受入体制構築(1件派遣) 災害ボランティアバスの派遣	除雪ボランティアの募集	—	目標とおり
		★ボランティア情報収集活動の強化	傾聴ボランティアの受入意向調査			—	
		★災害ボランティアセンターの運営体制の構築		市、県社協とマニュアル策定の検討会	災害ボランティア運営マニュアル策定 災害ボランティア運営体験	—	
		・ボランティアセンターの広報活動	広報に記事掲載	除雪ボランティアの周知	除雪ボランティアの募集・活動報告・体験報告 コート・ネット実演報告	—	
						—	
Ⅳ 信頼される社協づくり	1 社協活動の強化	・地域の各種団体との連携の強化	社協に事務局がある団体や地区社協、サロンの支援	社協に事務局がある団体や地区社協、サロンの支援	社協に事務局がある団体や地区社協、サロンの支援	—	普通
		★広報紙、ホームページによる周知		広報紙4P→8Pに マスコットキャラクター募集	マスコットキャラクター決定	—	
		★講座、座談会、相談事業の開催	地区座談会開催	増加する個別相談への対応	増加する個別相談への対応	—	
		・福祉健康まつりの開催	社協紹介・介護相談コーナー設置	社協紹介・介護相談コーナー設置	社協紹介・介護相談コーナー設置	—	
		★職員の専門性の向上及び実務の効率化	職員全員研修会	職員全員研修会、有資格職員2名増	職員研修会	—	
	2 在宅福祉事業の充実	・施設の利用促進		社協で検討会	利用者アンケート実施	—	目標を下回る
		★地域と連携したサービスの提案	配食サービス、ふれあい電話訪問、自立のヘルパー派遣など	配食サービス、ふれあい電話訪問、自立のヘルパー派遣など	配食サービス、ふれあい電話訪問、自立のヘルパー派遣など	—	
		★地域への介護技術・知識の還元		家族介護者交流会4回	家族介護者交流会4回	—	
		・職員の資質の向上、事業所間の連携の促進	介護職員全員研修会	介護職員全員研修会 社協ケアプランセンターの交流会	介護職員全員研修会	—	
			介護職員全員研修会			—	

★印は重点事業

白山市地域福祉活動計画評価委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人白山市社会福祉協議会（以下「社協」という）が「白山市地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という）の展開にあわせ、活動計画評価委員会（以下「委員会」という）を設置し進捗状況の検討・評価を行うことを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10名以内で組織し、社協会長がこれを委嘱する。

2 委員会に委員長及び副委員長各1名を置くことができる。

3 委員長は、委員会を代表し、総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、社協に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が定める。

附 則

この要領は、平成25年7月23日から施行する。

白山市地域福祉活動計画 評価委員会委員

任期 H25年7月23日～H26年3月31日

	氏 名	地区	所 属 等
1	村井 功建	松任	松任地区社協会長 社協評議員
2	梨木 通子	美川	障害者福祉施設事務局長
3	村上 好弘	鶴来	福祉サービス利用支援事業 生活支援員
4	中田 信子	鶴来	サロン気楽（明光3丁目） 民生委員児童委員
5	中村 征機	鳥越	鳥越地区民児協会長 社協評議員
6	今村祐喜子	松任	松任手話サークル 和の会代表
7	佐藤 貞子	尾口	白山市食生活改善推進協議会 山麓ブロック尾口地区会員
8	西山 由美子	白峰	特別養護老人ホーム 美杉の郷ボランティア
9	内 慶瑞		金城大学社会福祉学部教授 策定委員会アドバイザー
10	村井 志朗		白山市健康福祉部長寿介護課長

白山市地域福祉活動計画評価委員会の開催状況

	開催日時	協議内容
第1回	平成25年 7月23日(火)	・委員の紹介、委員長の選任 ・評価基準について ・基本目標Ⅰについて
第2回	9月20日(金)	・評価基準について ・基本目標Ⅱについて ・基本目標Ⅲについて
第3回	10月23日(水)	・基本目標Ⅳについて ・全体評価について
第4回	11月29日(金)	・評価全体の最終確認

第2次白山市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 幅広く市民及び関係者の意見や意向を取り入れ、白山市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、白山市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、15名以内の委員で組織し、白山市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 委員会には必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、白山市社会福祉協議会に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第2次白山市地域福祉活動計画策定委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
委員長	内 慶 瑞	金城大学社会福祉学部教授
副委員長	山 崎 照 夫	白山市民生委員児童委員協議会副会長
委 員	宮 岸 善 徳	旭地区社会福祉協議会会長
委 員	長 野 麻 里	特別養護老人ホームつるべ荘 事務長兼生活相談員
委 員	村 本 敬 一	白山市老人クラブ連合会理事、松任老人クラブ連合会副会長
委 員	梨 木 通 子	N P O法人美川あんずの家事務局長
委 員	喜 多 淑 子	認定こども園・みかわこども園園長
委 員	金 丸 和 弘	白山市ボランティア連絡協議会会長
委 員	西 道 子	鶴来商工会
委 員	中 村 征 機	1次計画評価委員会委員
委 員	森 要 作	N P O法人ワンネススクール代表
委 員	南 伸 一	白山市生活支援課課長
委 員	浅 香 弥 生	白山市高齢者支援センター主幹

策定委員会等の開催状況

	開催日時	協議内容
第1回	平成26年 7月24日(木)	・委員の紹介、委員長の選任 ・地域福祉活動計画の概要について ・計画策定の方法と今後のスケジュールについて
第2回	8月22日(金)	・白山市の福祉環境の概要について ・グループワーク「白山市の福祉課題について」
第3回	9月24日(水)	・2次計画の体系図について ・基本目標1「人と人とのつながりを深めよう」について
視察研修会	10月30日(木)	・NPO法人ワンネススクールおよび、鳥越中学校車いすバスケットボール体験学習会視察
第4回	11月19日(水)	・基本目標2「一人ひとりが主役の地域活動を進めよう」について ・基本目標3「安心して暮らせる仕組みを充実させよう」について
第5回	12月17日(水)	・社協の5カ年事業推進計画（案）について
理事会・評議員会	12月24日(水)	第2次地域福祉活動計画策定についての中 間報告
第6回	平成27年 1月21日(水)	・計画書全体の構成について ・計画の進行管理および評価について
理事会・評議員会	3月26日(木)、27日(金)	第2次地域福祉活動計画の最終報告および 承認

第2次白山市地域福祉活動計画体系図

基本理念	基本目標	基本計画	地域住民の取組み	社協の取組み
思いやりのこころでつなぐ 白山のK I ZUNA～絆～	1 人と人とのつながりを深めよう つながりをつくる	(1) 隣近所とのつながりを深めましょう	・基本的なあいさつを家庭内で実践していきましょう。 ・ご近所でのあいさつや声かけをすすめましょう。 ・ご近所でのコミュニケーションを深めましょう。	・あいさつ運動に協力し、見守り・声かけ・支え合いを推進します。 ・地域のつながりづくりのための啓発活動や講演会を開催します。
		(2) 地域での交流を進めましょう	・地域の行事に積極的に参加しましょう。 ・多様な年代や人が交流できる機会や場所をつくります。	・多様な年代や人が交流できる機会や場所をつくります。
	2 一人ひとりが主役の地域活動を進めよう 福祉共育の推進	(1) 地域活動に積極的に参加しましょう	・地域での助け合いの必要性を知りましょう。 ・地域行事や福祉団体等の活動に積極的に参加しましょう。	・地域住民が主体となって地域の生活課題等を協議する場づくりに努めます。 ・地区社協の活性化を推進します。 ・各種福祉団体の活動を支援します。 ・ふれあいサロンの活動を推進します。
		(2) ボランティア活動に積極的に参加しましょう	・ボランティアセンターを活用しましょう。 ・積極的にボランティア活動に参加しましょう。 ・さまざまな人や団体とつながりましょう。	・ボランティアセンターの機能を強化します。 ・ボランティアの養成やボランティア活動の支援をします。 ・ボランティアや市民活動、NPO等とのネットワークを構築します。
		(3) 思いやりの心を育みましょう	・自分だけではなく、周りの人にも関心を寄せましょう。 ・自分のもっている力を地域の人におすそわけしましょう。	・地域住民への福祉共育を推進します。 ・学校と連携した福祉共育を推進します。 ※共に学び合い、共に育ち合うという意味で、「福祉共育」と表記します。
	3 誰もが安心して暮らせる仕組みを充実させよう くらしを守る	(1) 福祉の情報について関心を持ちましょう	・福祉の相談機関を知りましょう。 ・福祉について、興味関心を持ちましょう。	・社協の事業内容や福祉サービス、相談窓口等について情報提供します。 ・総合的な相談体制を構築します。
		(2) 支援が必要な人を見守り、支えましょう	・地域住民による見守り活動を推進していきましょう。 ・支援が必要な人の情報を共有しましょう。 ・地域住民でできるちょっとした助け合いを推進していきましょう。	・地域の見守りや生活支援など、地域住民が支え合うネットワークづくりを推進します。 ・地域と密着・連携した介護サービスや福祉サービスを展開します。 ・権利擁護の支援体制を構築します。 ・ひきこもりや生活困窮者等、社会的に孤立状態にある方の支援を行います。
		(3) お互いに助け合い、支え合うしくみをつくりましょう	・地域の困りごとや生活課題について、みんなで協議する場に参加しましょう。 ・市全体や広域で取り組むべき課題について、その対応策を考えましょう。	・公的なサービスでは解決できない多様かつ複雑な課題について取り組んでいきます。 ・地域の生活課題やその対応策等について、情報共有する場を設けます。
		(4) 緊急・災害時に対する備えをしましょう	・災害時に何をすべきか話合いましょう。 ・災害時に安否確認や避難誘導が迅速に行えるよう、日頃から隣近所との関係性を築きましょう。 ・災害時に支援・協力できる体制づくりをしましょう。	・防災共育を推進します。 ・災害時や緊急時に迅速な安否確認が取れる体制づくりをします。 ・災害ボランティアセンターの運営体制を強化します。

